

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

〔所管課〕

総務部職員課

あきる野市監査委員



あ監発第48号
令和4年3月24日

あきる野市長 村 木 英 幸 殿

あきる野市監査委員 影 山 守 彦
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、通知願います。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査

第3 監査の対象

財政援助団体 あきる野市職員互助会
所 管 課 総務部職員課

第4 監査の範囲

令和3年度に執行された職員互助会補助金に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における令和3年度の当該補助金に関する事務

第5 監査の期間

令和4年1月19日から令和4年3月23日まで
(監査委員による説明聴取日 令和4年3月4日)

第6 監査の方法

あきる野市監査基準に基づき、財政援助団体及び所管課に係る資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存

は適切か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

2 所管課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第7 提出を求めた資料

1 財政援助団体

- (1) あきる野市職員互助会規約
- (2) あきる野市職員互助会資金貸付規程
- (3) あきる野市職員互助会各部補助金交付要綱
- (4) 補助金に係る貯金通帳の写し
- (5) あきる野市職員互助会歳入歳出簿の写し
- (6) 令和3年度あきる野市職員互助会事業計画
- (7) 令和3年度あきる野市職員互助会事業の実施状況（12月末日現在）
- (8) 令和3年度あきる野市職員互助会一般会計歳入歳出予算

(9) 令和2年度あきる野市職員互助会事業報告

(10) 令和2年度あきる野市職員互助会決算書

2 所管課

(1) あきる野市職員互助会に関する条例

(2) あきる野市職員互助会に関する条例施行規則

(3) 交付申請関係（決裁、補助金交付申請書、事業計画書、予算書）の写し

(4) 交付決定関係（決裁、交付決定通知書）の写し

(5) 実績報告関係（決裁、実績報告書、決算書）の写し

第8 財政援助団体の概要

1 組織の目的

あきる野市職員互助会に関する条例第1条において、「この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に規定する職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項及び職員の相互共済について、必要な事項を定めることを目的とする。」とされており、第2条において、「あきる野市は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項及び職員の相互共済を実施するため、あきる野市職員互助会を設置する。」と規定されている。

2 事業概要

あきる野市職員互助会規約（以下「規約」という。）第3条において、次のとおり規定している。

(1) 給付事業

(2) 貸付事業

(3) 福利厚生事業

3 役員構成

規約第34条において、次のとおり規定している。

(1) 会長（1名）は、副市長をもって充てる。

(2) 副会長（1名）は、総務部長をもって充てる。

- (3) 理事（15名）のうち10名は、各部を単位に会員の互選による。5名は、職員組合の推薦する会員から会長が選任する。
- (4) 会計監事（2名）のうち1名は、財政担当課長をもって充てる。他の1名は、職員組合の推薦する会員から会長が選任する。
- (5) 評議員（定数40名以内）は、職場ブロックを単位に会員の互選による。
- (6) 事務局は、福利厚生担当課で主管し、事務局長、事務局次長及び庶務を置く。

第9 財政援助の状況

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

地方公務員法第42条に規定する職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項及び職員の相互共済に要する経費に対し、補助金を交付する。

(2) 補助金交付の根拠

- ア あきる野市職員互助会に関する条例（平成7年条例第18号）
- イ あきる野市補助金等交付規則（平成7年規則第29号）

2 令和3年度財政援助の状況

(1) 補助金の交付申請に関する事項

- ア 交付申請日 令和3年5月31日
- イ 交付申請額 2,365,000円
- ウ 申請額の内訳 5,000円×473人

(2) 補助金の交付決定に関する事項

- ア 交付決定日 令和3年6月16日
- イ 交付決定額 2,365,000円
- ウ 交付日 令和3年6月28日
- エ 決定額の内訳 申請額の内訳と同じ

第10 事業の実施状況

別表1のとおり

第11 監査の結果

あきる野市からあきる野市職員互助会（以下「職員互助会」という。）に対して交付された補助金について、職員互助会における同補助金に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金に関する事務について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務の改善及び検討等を要望する事項が見受けられたので、以下に記述する。なお、本報告時点で既に改善されている事項又は改善途中の事項についても、今後に生かす目的のため、そのまま記載する。

1 現金の取扱いについて

各種給付金や助成金を会員に支給するに当たり、職員互助会の普通貯金口座から現金を引き出し、対象者に手渡しするという事務処理が行われている。現金を取り扱う場面における複数人での対応や金庫での保管、また、動産保険に加入するなど必要な措置は講じられているものの、業務上のリスクが伴い、事務局職員の負担にもなっている。

所管課及び職員互助会としても、当該業務状況のリスクは課題として捉えており、口座振込みによる支給方法も研究しているが、手数料の発生、事務の煩雑化及び事務量の増加等が見込まれるとのことであった。

他自治体の事務処理等も参考にするなど、より安全かつ効率的な事務処理となるよう引き続き調査研究を進められたい。

2 貸付事業について

「あきる野市職員互助会資金貸付規程」第10条において、「貸付金の償還期間は、貸付けを受けた月の翌月から10月以内とする。」と規定されており、様式第3号により定められている「あきる野市職員互助会資金貸付借用証書」においても償還期日を明記することとなっている。しかしながら、ごくまれにはあるが償還期間が守られていない事例があった。

当該規程には、償還期間内に償還されない場合の定めがなく、事務局職員が口頭による催告を行っているとのことであった。

事例としては少ないものの、金銭を扱うものであることから、文書による督促を行うなど、より適切な事務処理に努められたい。

3 適正な補助金額について

職員互助会の令和2年度決算書によると、令和3年度への繰越金が発生している。このことについては、新型コロナウイルス感染症により各種事業の実施において影響を受けたことが要因の一つとのことであった。令和3年度の事業計画では、新型コロナウイルス感染症が収束の局面を迎えた場合、各種事業が活発に展開されることに備えた予算計上となっている。

また、給付関係事業の実施に必要な資金を積立てるとして、「あきる野市職員互助会給付関係事業基金規程」に基づく積立金を保有している。当該積立金は、今後の退職者に対する退職せん別金の発生に備えるためのものとのことであった。

一方で、市から支出する補助金の適正性の視点においては、その有効性や妥当性等の他に、当該団体が財政的に自立していない状態で、事業目的を達成するために補助金を真に必要としていることに留意するとされている。

以上のことを踏まえ、職員互助会においては、繰越金を考慮した事業展開及び長期的な計画による適正な積立金の金額を改めて精査されたい。

また、所管課においては、対象団体の内部留保金の妥当性を確認し、今後の適正な補助金額の検討に努められたい。

4 事業の見直し等について

職員互助会においては、会員の福利厚生等に尽力していることを確認したところであるが、職員の働き方改革やライフワークバランス等の昨今の状況や会員のニーズを踏まえつつ、また、会員から徴収する会費や市補助金を考慮した事業の規模等も総合的かつ長期的に勘案した事業展開を図ることが重要であると考えられる。

事業展開については、コロナ禍の状況等も踏まえた効果的な福利厚生となることが求められるとともに、規約等を検証することが望ましく、また、その検証に際しては、各種書式の押印廃止についても留意する必要がある。

以上のことから、必要に応じて規約等の見直しを図るなど、事業のあり方等についても検討に努められたい。

令和3年度あきる野市職員互助会事業実施状況

(令和3年12月末現在)

1 給付事業

種 類	人 数
傷病見舞金	5人
出産祝金	9人
就学祝金	36人
結婚祝金	2人
弔慰金	15人
退職せん別金	2人

2 貸付事業

	人 数	延べ貸付金額
貸付	7人	700,000円

貸付原資	6,000,000円
未償還額	1,000,000円
差引残額	5,000,000円

3 福利厚生事業

種 類	件 数
各課厚生事業助成	44課 (対象職員数391人)
会員旅行助成	316人
リフレッシュ事業助成	1人
共済組合保養所等助成	7人
人間ドック等助成	55人
クラブ活動補助 (野球部・サッカー部・スキー部)	3件
サマーランド施設利用助成	8人
オリエンタルランド施設利用助成	62人
公務員賠償責任保険料助成	224人
インフルエンザ予防接種助成	40人

4 各機関の活動

開催日	種 類
令和3年5月24日	理事会・評議員会 (書面開催)
令和3年11月29日	上半期会計監査